

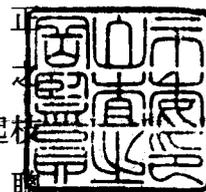


岡 監 第 4 9 4 号

平成16年10月25日

重 田 龍 三
東 隆 司
和 田 啓 二 様
久 野 千 恵
菅 納 忠 彦

岡山市監査委員 服 部 輝
同 石 川 敬
同 高 月 由起
同 安 井 聡



岡山市職員措置請求に係る監査について（通知）

平成16年9月15日付けで、地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求書については、慎重に審査した結果、次の理由により、請求要件を欠くことから、却下することが相当であると決定したので通知する。

（理由）

請求人らの主張は、岡山市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年市条例第1号（以下「条例」という。））に基づいて新風会に交付された平成15年度政務調査費の一部について、条例第5条に規定する用途以外に使用されたことを原因として、不当利得返還請求権が発生しているもので、その行使を求めているものと解される。

しかし、岡山市長が不当利得返還請求権の行使を怠っているか否かは、不当利得返還請求権の発生原因となる支出が、条例第5条に規定する用途以外に使用されたか否かによるものであることから、本件住民監査請求においては違法・不当を主張する支出を他の事項から区別して特定できるよう、個別的、具体的に摘示することを要するものと解される。

請求人らは、

(1) 新風会について、研究研修費及び調査旅費におけるガソリン代、タクシー代等が他会派の平均的支出額一人当たり月額1万2千円に比べ、当会派は、一人当た

り月額3万7千円強と突出しており、使途基準に違反する支出であるとの結論を得た。

(2) 通常は会派間において、ガソリン代、タクシー代等の支出額に大差はないはずで、新風会の異常な支出は、所属する議員において、会派または議員としての研究研修活動及び調査研修活動以外の私的活動あるいは政治活動におけるガソリン代、タクシー代等に使用していることを示すもので、新風会に所属する議員の研究研修費及び調査旅費の使途は、条例第5条に違反する違法なものである。

と主張しているが、これらの主張は、対象とする行為を他の事項から区別しているものでもなく、請求人らの疑問を提示したに過ぎず、また、これらの疑問をもって違法とするのは、請求人らの主観的な憶測に過ぎないものである。

また、請求人らは、

(3) 新風会の平成15年度政務調査費支出金額について、厳正な監査を行い、岡山市が被った損害を補填する必要な措置を執るよう請求する。

としているが、住民監査請求は、一定具体的な財務会計行為又は怠る事実に限ってその監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に一定期間にわたる行為を包括して、それを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めることなどの権能までを認めたものではない。

結局、請求人らの主張は、監査の対象とする行為を他の事項から区別して、特定できるよう個別的、具体的に摘示するものではなく、単に平成15年度に交付した新風会に対する政務調査費の一部について、その使途に疑問を提示し、包括的・探索的な監査を求める請求であり、住民監査請求で認められるものではない。